

令和3年分以降の年末調整等説明会の取りやめ

例年、源泉徴収義務者を対象として開催していた説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、動画配信などでの情報提供に変更し、説明会は令和3年以降、取りやめとさせていただきます。

給与所得者の扶養控除等申請書や、法定調書などの年末調整関係用紙は、国税庁のホームページからダウンロードできます。

問 成田税務署法人課税第二部門

☎ (28) 5151

※音声案内「2番(税務署)」を選択

軽油の購入は県内で軽油取引税について



軽油は県内で買いましょう

軽油引取税は、軽油を購入した販売店の所在する県の収入になり、教育・福祉・道路整備などに使われます。

No! 不正軽油宣言

不正軽油の製造・販売・使用は、軽油引取税の脱税だけでなく、県民の健康や地域の環境に悪影響を与える悪質な犯罪行為です。

不正軽油の流通を防止するために、「買わない」「売らない」「使わない」を徹底し、不正軽油の販売や使用の防止にご協力をお願いします。

問 佐倉県税事務所軽油取引税課

☎ 043 (483) 1116

納期内納付にご協力ください

11 / 1 (月)

市民税・県民税(普通徴収) 第3期

国民健康保険税 第4期

後期高齢者医療保険料 第4期

介護保険料 第4期

特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入していなかったため、障害基礎年金などを受給していない障害者を対象とした制度です。制度の詳細は、問い合わせてください。

■対象

- ①または②に該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1・2級相当の障害の状態にある人。ただし、65歳に達する日の前日までに障害の状態に該当する人に限る。

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金などに加入していた人の配偶者

■支給額

○障害基礎年金1級に該当する人
月額 52,450円

○障害基礎年金2級に該当する人
月額 41,960円

問 幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

心身障害者扶養年金

心身障害者を扶養している保護者が、掛金を納めることで、保護者に万一のことがあったとき、障害者に終身一定額の年金を支給する制度です。詳しくは、問い合わせてください。

■対象

次のいずれかに該当する障害者(児)の65歳未満の保護者

①身体障害者1～3級の人

②療育手帳所持者

③精神または身体の永続的な障害があり、その程度が①または②と同程度と認められる人

■掛金

1口 9,300～23,300円

※加入時の保護者の年齢により、2口まで掛けられます。

■給付内容

1口加入 月額2万円

2口加入 月額4万円

問 社会福祉課 ☎ (93) 4192

FAX (93) 2422

国民年金の受給方法



65歳になると自動的に年金が支給されると思っていませんか？本人から請求がないと、年金は支給されません。65歳になったら、年金請求書の提出を忘れないようにしましょう。

また、希望により60歳から受給する「繰り上げ請求」や、66歳以降に受給を開始する「繰り下げ請求」もできます。

国民年金には、このほかに障害基礎年金や遺族基礎年金などがあります。受給するには、いずれも請求手続きが必要です。

問 幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

ねんきんサテライト 成田



日本年金機構は、年金相談などを身近な場所で利用してもらうため、ねんきんサテライト成田を開設しています。

■受付日時 8:30～17:15
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

■場所 スカイツタウン成田2階
<成田市花崎町828-11>

■内容

厚生年金保険・国民年金関係の届書などの受付、年金相談

※年金相談は混み合う場合がありますので、事前予約をお願いします。予約するときは、基礎年金番号のわかる物(年金手帳・年金証書など)を用意してください。

問 ○予約受付専用番号

☎ 0570 (05) 4890

○ねんきんサテライト成田

☎ (24) 5715